



目次

- 一 和蘭別段風說書 安政四年丁巳  
閏五月
- 二 天津之戰畧記 六年五六月
- 三 依卜加得傳 先人譯述
- 四 三維斯志 地理志鈔
- 五 新見豐前米利堅渡海船中國什三首 七年  
正月
- 六 英國新聞紙譯 閏三月十二日  
續行
- 七 華盛頓新聞紙譯 閏三月廿八日
- 八 新報北清戰開譯 七月十日
- 九 英人<sup>日本</sup>交易不行說

十

北京落城ノ新聞紙

但全文ハ  
別冊哉

十一

英國ニシテ其我事務事相同答ノ記

以上十一條ニシテ終此卷

一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六  
 七  
 八  
 九  
 十  
 十一  
 十二  
 十三  
 十四  
 十五  
 十六  
 十七  
 十八  
 十九  
 二十  
 二十一  
 二十二  
 二十三  
 二十四  
 二十五  
 二十六  
 二十七  
 二十八  
 二十九  
 三十  
 三十一  
 三十二  
 三十三  
 三十四  
 三十五  
 三十六  
 三十七  
 三十八  
 三十九  
 四十  
 四十一  
 四十二  
 四十三  
 四十四  
 四十五  
 四十六  
 四十七  
 四十八  
 四十九  
 五十  
 五十一  
 五十二  
 五十三  
 五十四  
 五十五  
 五十六  
 五十七  
 五十八  
 五十九  
 六十  
 六十一  
 六十二  
 六十三  
 六十四  
 六十五  
 六十六  
 六十七  
 六十八  
 六十九  
 七十  
 七十一  
 七十二  
 七十三  
 七十四  
 七十五  
 七十六  
 七十七  
 七十八  
 七十九  
 八十  
 八十一  
 八十二  
 八十三  
 八十四  
 八十五  
 八十六  
 八十七  
 八十八  
 八十九  
 九十  
 九十一  
 九十二  
 九十三  
 九十四  
 九十五  
 九十六  
 九十七  
 九十八  
 九十九  
 一百



戊午襍録

鴻漸老人録

戊午己  
別段風説書

初多系圖

千八百五十七年 第七月一日

明治四年  
閏五月十日

まてハ初多系王

の所領期もさうかく平穩也他の邦と親和友誼  
 あり交易航海及び力作の産業多し此等也千八百  
 五十七年十二月 明治四年  
閏五月十日 不富ニ所向禮我國ニ條約定  
 めたり其趣意ハ別段の約定ニ依り永久ニ親和且  
 利益の爲メ互ニ交易航海の關係を定むル事也

但し是とは關係を唯あるの権勢として回著  
 ありめんが存するに次ぎ進んで千八百十七年  
天保八年八月廿七日 天保八年八月廿七日  
天保八年八月廿七日 天保八年八月廿七日  
天保八年八月廿七日 天保八年八月廿七日  
 條件に依りて存せし方をもつはぬ瑞典領事勿妻臣  
 高所旬禮家字漏生ハイフル沙吉仙沙尔地尼亞及以コイ  
小國として一國の力ありて交易するも他を以て可しきと  
 有る國ありて交易するも他を以て可しきと  
 其後して如き条由の所領の主人宰もる港口ハリス  
 アゲント名を置を地約一大幅利を尼亞テチマルカも  
 高所の南を及以高所旬禮家との定約千八百  
 五年十二月天保二年 天保二年  
天保二年 天保二年  
天保二年 天保二年  
天保二年 天保二年

の初年天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
 五月廿九日天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
 テルブローヤテエリス天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
 千八百五十六年七月十八日天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
天保三年 天保三年  
 刷印の術の昔の者ヲリスヤンソリーカスル氏の記念  
 として肖像を能くせしは肖像の技民の技助に依り  
 之を建てハールムの中にして尊奉せしむるフリニヤ  
 王十六年の誕生を以てししは尊貴なる國王  
 之を撰擧して板橋子及觀鏡手レジメント名乃

ロイテナントロイヤル 官及以海軍の甲以丹ロイテナント 官  
及以ゴートロイスハンデンチテラントセレーウ 官  
此フリニスシララテ 今年波羅巴の北部の旅の志を  
起せり又初年所領印度軍隊の切あもるふとの程  
して方貴もる國王の國王を軍隊の歩兵の  
ロイテナントロイヤル 官も任せり千八百五十六年第九月 官  
ホスハーゲホ松り初年在工作廠及以作業を交通  
り為る五年圓の公共集會を催せり

初年印度所領

高貴もる公共鎮をクラハニット氏千八百五十七年

第六月廿日 官政四年 八月廿四日 官  
同月廿日 官政四年 八月廿四日 官  
レセントロイヤル 官の初年旅の初年松那樹を植ることを試みり  
但松那樹は世知もよく熱病を患ふ二の世業品有り  
此松那樹方今もよく南東部の島の茂木のこもる  
交易の種ゆきもよく候も甚貴し今初年政府  
は松樹を伐採し後れ二三年の後に松那樹の樹木減  
まるの心也初年所領中島の南儀官「元  
メスル 官セリツセル氏を初年所領中島の國王分  
りて國事の初年せしことを以て國務を免す  
初日を施して千八百五十七年第三月 官  
初年 官

啓新せり

當時政府租税の監官を以てしき公共監官とし

ハールディング 梅 イラホラシカマ 氏國主の如き所領印及の商議

官を命せしむ

水師提督東印及海軍指揮官及びケンヌヘクテウル元

官イブドボリス君を王命に依り第二等のアドミラル 官を登り

千八百五十六年第七月二十日 夜 六月十日 地の高貴

皇帝の皇子 行年八十六歳ありて歿せり 千八百五十七年

第二月十日 二月十日 名 一名

アルブギー 氏に歿せり

千八百五十七年第六月廿八日 午後リホイド地

の副王ラヤアリ氏歿せり 千八百五十六年 三月の海軍

瓜哇少将エレクトルマツチセの傳信機を備へる事

千八百五十六年第十月 三月 此は傳信機を既不板大並

カボイニシルク地を以てしき一今年第六月 五月

サマニク地を以てしき此機を施しあり瓜哇との出入

甚隆少将あり瓜哇とマツチセの出入の商税

千八百五十六年 三月 中六千七百八千零十

一ギエルデン 少将あり今年又此年の如く瓜哇及び

外國所領氣候の順如き事と新あり其如き

コレヲ病熱病瘧疾テセンリク病多ク流布して  
死せる者少カレバるモ以テ也ある所領時地震  
有る中ノ控ヲ殊ニ記スルモ今年第四月政四  
子イラ及ハゴートンダーの地震並ニキモルデルリ波ル杜  
カル嶺  
の地震也

和蘭海軍ノ印度洋海小向ハ海賊ヲ捕虜せんり  
為ニ張せり

我海軍多クノ海賊ヲ捕虜せんり彼等奴僕ノ苦  
ヲ免ルモ若シ多クモ幸モ有るモル子ラノ西部  
セルバノ在漢並ニシハング及ラハホリセロステリイテン共ニ  
地名

ノ騷擾多ク和蘭ノ威威ハ由テ全く平定せり其  
地ノ控一ノ侯一ノ屬長艦敵ヲ有リハ和蘭所轄  
形ノ如キ事有リ○キモル地ノ在る屬長ヲ然ルモ是  
使軍ヲ送リ

額利太尼亞所轄印度

千八百廿六年あめり  
ニシ年の地メ公共鎮志ロルド稱名ホソ  
イ人先ニ職務ヲロルド稱カニニツ人  
ノニニ附セ一係  
英吉利ノ地トシ

自ニオウデ國同年の如ク額利太尼亞領ノ屬入  
但シ中件ノ強民ノ移住有リテ是後ニ出せり○ニサム

必の領分なる自國の政府に其時程額利を尼五の  
所轄に屬入せり

カルキワダ名府の音信不暢葛刺及以マラス共小の國名

勢ニギミト名隊及以錫龍名其觀鏡手一分隊と

支那の戰場に送るべきとを報せり

直後の新聞紙を以て標葛刺に於て二十レギント名隊

の自國軍隊一揆を起しルルに「ヒンキグ」オウデ共小の國名及以

北西の國にありたり

デルセ府より土寇集り信る場所の中心なり今年

第七月二十日及以三十一日共小の國名土寇伐報せり

デルセ、デリノ

るとして二回ありありて第六月八日共小の國名歐羅巴

の軍勢よりは府内より返りしれり。デルセ

府より歐羅巴の軍勢より攻圍もよきて速に生敗

戦を起さふとす

子エミツク名府の岩村自國の一官長土寇の爲に角

共一ありラホレ名府の音信不暢に及以リスル共小の國名

少く歐羅巴人を廢棄殺せしむるなり

ラホレ府より一揆全く平治し而して三ツト名府の土寇を

第五月二十日共小の國名悉敗戦せり

額利を尼五に所轄印度の府に新嘉坡

千八百五十六年 あるの末及以八百五十七年 ある  
三年の始に於て支那人の由りて一二の騷擾を起す  
然れども遂に其意を果さず 曰ハシ名を以て亦  
支那人四年の始に於て騷擾を起さんと云せり  
然るに其意を遂せり

支那の事

此地を以て多事あり也 此何民の安んずるに  
たすむるにあり

高多利里

金坑の事を以て多事あり

ヒストリヤ州を輸出せる黄金の額公共の報告より  
を以て五年 あるの由りて二百六十七万四千六百七十七  
オンス 「オンスは我が州の金」 一にして一千零六十九万八千七百零八  
ポントスレルリ 「ポントスレルリは我が州の銀」 の銀價も亦一 日 此州の  
黄金を以て其の額一千万七千九百九十二年 ある あり  
八百五十四年 ある 増加ありて一百万の三千七百九十  
南多利里 ある 州に於ては以て始に於て公共運輸の  
輻道も復け極せり  
タスマン州 ある 州及び以て其の地を以て南華  
州 ある 州に於ては金坑を以て其の地を以て

支那

支那の北方及び西方に於ては盜賊打撲りを経て糧糧を  
ちりり度西の都府に於ては不慮に者多しあり而して  
既なる治せし地方安微少ありては盜賊新に起る  
楊子江の南方の五省に於ては盜賊の爲る劫掠甚しきあり  
大小血戦して官軍利を失ひり。賊長太平王匪以  
三方の軍勢の軍  
勢をゆるり今年第四月三月の秋同候に於ては軍  
需を急いで各府及び以てハキイン地の北西にあり  
他の場所を劫掠せり  
各所の報告より盜賊甚しき及びエニビ共小  
地名

押領してホウ

地名 四川の近傍に於て

官軍公然の一揆を起せり上海及び厦門に今年

五月安政四年に四月の秋同候に於ては都府あり

ラシウ地に於ては盜賊打撲りして騒擾を爲せり而して

其歳物産大に於ては漸次より領地を擴張せり

千八百五十六年十月三月廣東のミダレイ支那  
重臣英領

の強を擧げ傷み而して之を爲る者求せしむるに拒て

後せりズカ

は少くも英吉利人難敵と爲り而しては他は阿し

佛等西船之に如勢せり

此情偽  
我亦所可戒

英吉利人廣東の河邑にありし三峯山に據りて  
廣東府を焼<sup>ホ</sup>を擲放して却りし其時府に  
火災を起せり之に因りて支那人未だ其時  
時々金く多き者も有る情状を告げしに  
常止まじし人々も廣東の黃埔<sup>地</sup>香港及以  
瑪港の方よりけりしと然要せり  
支那人廣東の商館を燒きて英吉利人の大害を  
なせり

香港に於て支那人麵包の店を焼きて  
其の信民を殺殺せしむる謀山王は

惡謀成就せし

一千八百七十七年第六月十日 英政府の報告

英吉利船と支那船と二三の戦争を爲して支那  
人の利を失ひり。英吉利人の船艘の支那船を被没せり  
其の音信より廣東に英吉利人の  
其勢を無に擡て而して銳氣を以ては軍を  
必死とせしむるは莫大の軍兵英吉利國の  
其を待せりしに報風は五萬と云ふり  
此由の擾亂を固く貿易を得るものと其の報告  
を據りて高麗國王自らして其の民交



使節へリッパン城巴里斯拂多西をとりし地を  
千八百五十七年三月四日西曆三月四日英吉利國との  
和睦をせしめり

英吉利國の政府が新グレタ西印度の島名の領土の領を  
破りし。○第十二月三日北月西印度の海軍  
場の指揮使が命を下し新グレタの領土を領せしめ  
切しむ。○英吉利の希望する所を新グレタ  
の政府が英吉利臣民に討て捧ぐべき税貨の  
事件を後述するふにせり

英吉利國の隊船が魯西亜と和を結びし。○英軍

船六十一艘をふ大砲千一百九十四挺人衆一万三千  
六百九十一員を減せり。○英陸軍は減せりし。○  
英吉利國と支那と千八百四十二年天保十三年に裁定  
せる條約を承續せしむ。○英國と支那との條約を  
戦争をせしむ。○支那の都を見よ

瑞典・スウェーデン 諾ル勿基亞・ノルウェー 太尼亞デンマーク

スウェーデン地瑞典の地 鐵路を修め掃く。○英艦を  
大尼亞をとりし國王と英臣との間におちし事  
論を成せり。○英臣の報告を授けし。○方今太尼亞  
が英臣に何の事あり

北義 ペルギ

千八百五十六年第七月二十一日二十二日二十三 辰年六月廿廿日  
リユセル地を國王が即位が第二十五年の賀儀  
を奉りせり

佛朗格

千八百五十六年 辰年 領内のある地方洪水由  
大の益を蒙り

物多の人衆土地の流高なるの被損由因て  
多の利益を得るべき望を失ひ一若此玉を難事  
大都督 原名マトリスヒール 西五少セズトル

りくこを  
あつちを

地を抜きし若して國帝がマラエツフ 地のヘルツ  
小任せり

佛朗格の公ニルクを此業及び術藝少因て  
發明物製造せる國所有者の物件を交換  
せり

巴里斯のアルツビエツフ 僧官 モンセイグニル 侯 シホウ 名  
系ルと稱せる前任のプリートル 僧官 小殺されたり○  
其下人をして刑ふ處せり

其の嗣としてトルス 地の カルニナル アルツビエツフ 僧官  
モンセイグニル モルト 人を命せり

近日の人口計數ハ播磨を佛朗機の人口男子一千七百八十七萬零百六十九人女子一千八百六十六萬九千九百九十九人なり

寫、所旬禮儀

寫、所旬禮儀の女帝千八百五十六年第七月十日  
辰年六月 小女子を繼者とは皇女を法儀のヨコルラシ  
十百  
ドヒカリアーエ名けり寫、所旬禮儀のアルツヘルトフ  
名甲利  
呈キ人ハ所若仙乃皇女ニガレタマテ十一月四日 十月  
七日ハ  
婚姻を終るなり

寫、所旬禮儀海軍の新設置せし新局を

本國をトリート 地 小置 一とせ

其一隊を干子ニ爾小此せし是國帝の命令を以て  
傳へんらるなり

李漏生

李漏生の海軍、當時大砲四十八門及び三千八門の  
フレイト二艘と各十二門の蒸氣船二艘及び捕鯨船  
二艘一艘及びスクリュー二艘を以て

ダントレグにて福耀旋機のヨルット二艘方小智若若年  
李漏生乃皇子英吉利の女王乃長女ハ婚姻を契約せり

スエツチル  
李漏生

長女ハ去年四月  
誕生の姉ナリヤ



魯西亞と戰爭中厄勒察亞國內西三所山備たる佛  
多西の軍勢本國に帰陣せり

厄勒察亞王社中の形狀引續て初事なるに

魯西亞及び都見格

千八百五十六年第三月三十日 あ政三年二月廿四日 巴里斯に於て

排魯西、英、普、和、沙、地、尼、五、都、見、格、魯、西、五、の、和、睦

友愛を結ぶ條約を姓名を記せり ウ、院、中、此、年、記

載せり

尔後四月廿七 あ政三年三月廿七日 巴里斯に於て和睦條約の譯書

和文撰せり

此條約の時を於て魯西亞帝が即今魯西亞の所轄

の屬する都に格領の法を及ぶを都に格帝が返す

るを約し又同國軍分「セバステポル」「ハラクラ」「カミシ」

「カニエ」「カリー」「ウカウカ」の街衢及び港口自海國盟軍

の屬する諸地を返す一人を約定せり

都見格の都府に歐羅巴の公裁並に世人の思ふ由て

生るる利益を共ぶることを約し且此國の招き不羈

の條約として首出させり

此條約を全篇三十四箇條

ありて標畧の多きを割し多民の安危を關する折言約を

諸人の手記に記せり

強きもの邦を  
是れや  
此條約を結ぶ  
めり  
ふり

親和と破るに由るの御事ある中心友愛の情を  
表出せしむ

又四月十三日 あ政三月  
三月廿 巴里斯に於て英吉利官所前記者

及び佛系西條約を有する是邦史の要事と評する事

### 魯西五

魯西五帝が獨逸學校教導の形狀を知りて之を以て  
其國の學士を以て之を以てカテワテ  
の趣向改正せしむ

此條の如きを以て永く軍伍の要一能き首將を以  
軍將に任ぜしむ

士官を以て之を以て

とて武學館の頭とせしむ。○その他魯西五政府  
ありて專ら貨幣出納の項を改革し及び陸軍並  
に海軍を改むせんとす

魯西五政府より其國の諸學探察の爲に其國の高等  
學府に海軍首將の一員を以て頭と任し、統海の要  
行を以て其國の諸學探察の爲に其國の諸學探察の爲に  
せしむ。此處より三拾九回と云

此國に於て公商 政府より税を以て之を以て 交易の  
と方今成るる定法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
論者より之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

魯西五帝の  
可也

ハルン子所期望せり。○此地を多しき要事。只  
モスコワ都鎮を廳のこみ移り院一千四百八十五所  
の工作廠を建て作業者十二万七千六百七十七名を  
して半日後、毎一年一億千万ギルテシの價値小き  
りり支那の移り曾西五の貿易共ふ事あり一説は  
此より有り兩國新の行儀決定せり。○  
支那の北方黒龍河を過るる曾西五の居城ニシテ  
をを行あり所を也

曾西五新帝第二世歴山王即位の大儀、第九  
月、モスコワに於て多しきりり。○此は張開せり  
八月、

曾西五大赦

華飾徳意も、中、諸大國の君代、莫不曾西五の  
将官及び庶民、由て炫耀を極めり

此は國帝が治書を下せり、其治、然中戦争、由て  
甚々困難せし、海岸の諸州、多しの憐恤を、あり

和蘭國王の叔父、フレテッキ、公名代として、来り、特異の饗  
禮を受く

近以官府の告牒、攝れ、千八百五十五年、中曾西五

總領 （ボウレン 魚日西臣領、被除く）、小移り、貴族七万人

紳士三百五十万人、土民 （人、多し、農、一千八百八十万、

人、農民 （己、多し、農、業、二万六千六百五十八人、官民、十、

万五千人及びヨーロッパ法徒十九万人あり。此國の市邑  
六百二十三ヶ所あり。○魯西五の大豊<sup>ホル</sup>瑟督<sup>官</sup>名<sup>ミスタテ</sup>  
人佛多系西國帝那波列翁を訪問し、極多の懇懇  
の待遇を交あり。○<sup>英吉利</sup>女王<sup>ヒキトリヤ</sup>陛下を訪問  
せり

### 阮日多

阮日多の嗣王近口國中の政事小肝要なる政事を  
治せり

シラスの穴乍隘なる地峽を墾通し、地中海と西紅海  
と合し、以て歐羅巴と亞細亞との貿易を盛んせし  
む

と謀り英吉利の諸船是より乃ふ五十日中に支那へ至る  
ありと云ふ

### 亞墨利加

ペヴラ一名メキシコ山にて前任の大統領セタ、マウナ氏  
を以て攝政治の後、前任のハヤシ、ハヤシと欲し、  
強擧を起し、多れも遂に其をなせしむるに能はば  
ハヤシハヤシと入をり、多れも大統領  
のゴモンホルトの力を借せし、所制地にて其物考を  
消沮し、多りメキシコ領クエルロ<sup>地</sup>の南方に於て其  
を以て多る阮日多の金銀の地所考を照せり、ブラシリ並ふ

ルゲティン共和政治。パラキエアイの三國の向ふ親和貿易  
及び航海の條約を訂せり

エギエアイ領に於て民衆を主宰せる官に大統領ヲシテ  
人々の向ふ不和を生ぜしむる不和の恐らく共和政治  
及びブラシリとの間の外交通を確する事あり

共和政治のポリライアルに於て種々の人々大統領あり  
事成りしむるが如く國の正統の階級を以て之を度あり  
セーリ國を以て之を令事穩あり

ドンニエエルモント人  
北亞米利加合衆國及サルテニ國と初親貿易航海の

條約を述せり

ヒカナン君北亞米利加合衆國の大統領に選奉されり  
此人ハスラフル子 人を貯めてぬ儀 の連綿を獲る人の敵あり

其敵大なる儀伴ハスラフル子を度するを主として  
ヨ子ル 官ツ モント 名 あり 伊斯巴泥亞に屬する南北亞米

利かの諸種の亞米利加共和政治の向ふ於て相議してコレイ  
ボイトルス 戦争の時不意に政府の命を ちを基し一旦一般貿易

を以て之を條約とす此に於て 新クレタダ「キエテラ」メキエテ  
ベリテ「ポリヒエ」コルタリ 地名 及び「エネ」エラ等各使節を

出華盛頓に於て名判せしむる此條約を以て之

為ふホリニア一名イニールに於て會合あり  
 北亞米利かのフレイボイトルワルケル人あり若中央亞米利かの  
 ホンテエサス<sup>地名</sup>及びギマテラ<sup>地名</sup>を押し領せんやせし  
 其伊民も追出せられて遂ふべきをなせし

海軍

近世の昔より海軍の支那及び東印度出張の歐羅巴  
 海軍左の如し 副軍國の部をなす  
 和蘭海軍同所出張の如し 國の部をなす  
 北亞米利か海軍支那及び東印度海出張の如し 國の部

國の部

アコイン	船	英吉利	大砲	十三門	船將	アウア、ホード
アルリカトル	船	英吉利	大砲	十三門	船將	アウア、ホード
ビュストルト	船	英吉利	大砲	二門	船將	フズルリンソン
ビツテルン	船	英吉利	大砲	六門	船將	ハハベアミス
ブルキユツタ	船	英吉利	大砲	六門	船將	アム館 シルセイモル セク館 ウヤシホルン
カミルラ	船	英吉利	大砲	十六門	船將	グフェルフギン
コミユス	船	英吉利	大砲	十四門	船將	クエキス
コロマンドルス	船	英吉利	大砲	三門	船將	スドングラス
コロイスル	船	英吉利	大砲	十七門	船將	セフエラウエス
エルク	船	英吉利	大砲	十二門	船將	イフセハミルトン

ラセホルレ	十二門	エクバルナルト
ラレイグ	五十一門	コムトニ官ホニフケル
サムフソシ	六門	グスハント
サラセン	六門	イリタイツナストル コミイド
シルセフナルヘス	三門	キユルヌ
ス。バルタン	二十六門	シルウサニハテス
スタルイニク	三門	アイフ井ルルス
スタウニク	二門	ルウ井ルトコ
セイヒルレ	四十門	コムトニ官ホニフケル
カブリシイニセ	六門	ユルリイル

ピキユエ	四十門	シルフウユルソシ
ニゲル	十三門	ホニブエクウラチ カビクシ
ヤンキン	五十一門	ホニクフテワルト カビクシ
ミンゲン	四門	フネリ スマルマキト
インフレシゲン	六門	イフルベツト
ホル子ツト	十七門	セセフナルセイト
ホニクコシク	四門	ロイテナント エセラテント
ヘルキレス	六門	セトレクキ
ズレイ	六門	セトレクキ
エシコウシトル	十四門	カビクシ グラドオユルグハン

カテイナット	六門	シユルアルク
アルセアン		ラモツテ
ニシユス	十二門	シイレイ
フ井ルギテ	五十二門	リイルアトミール キエリニフラス
アマリナ	六門	イエスカルナー
モンテグス	二十門	コタフアレス
ヨルゼアン	四門	フデプリオチス
昌の部		
ハレムバング 船号	フレガット船	船將 セイベルクホイス
ホレアス	フルエツト船	第一等コロチル アフツカ

バクフイア	蒸氣船	アフアワセドムフアン レイシ
デハーイ	ブリッキ船	第一等コロチル イフアンマワリツキ
ペイラテス	アドフサスブリッキ船	グトアマムフト
レムパング	螺旋機船	セイグストルクフ スカラアフエサレデ
セイルプ		イアフアンテコロリスセニール
サハルーフ		ムハヤンセン
バンダ		ハアモツドルマシ
ランシイル		イイブダコシゲオウトラート
パタング		フアンアールシフオキリス
第十四番 カノ子ールボート		第二等助役 ルアストロイック

メテユサ	螺旋元ツト船	船將次官 グファヒユス
フリニセスアメリヤ	〃	ウハアウエセリンキ
モクタラト	螺旋スクイール船	第一等助役 イアンテシアル
アムストルダム	蒸氣船	船將次官 アアンテフリース
メラピー	〃	イウエテロウエラ メーアヒ
エツトナー	〃	アドスカラルクリン
ブーニキス	〃	第一等助役 フルッマークル
シユリナーメ	〃	イアフアニコムエ
サマランク	〃	エムセバーク
セレベス	〃	

波の部

アトミラールニキヌベルケン	〃	〃	クラムベルト
オニリス	〃	〃	アアアガイニス
サンヤシント	大砲	十三門	コモト 官イアルタ 名ロダヘン

千八百五十七年第七月廿日  
安政四年丁巳  
閏五月廿九日  
 第二師和兵所轄印度公共鎮其之決定  
 所属也

鎮急廳秘史

姓名不詳

手塚律花

市川之助

浅井雄三郎

西 周也

徳澤

山内三三郎

木村宗三

添書

八百五十七年十二月

若くは十二月十五日

出立山に於て此別紙

風記書紙長法銘巻に捧く此の書に當る及後

自せしなり福子く指く入るるなり此の書事務

甚多忙るるを以て大なるを漏せり

日本あて抄多葉の全控

ドニクルキユルニエス

初英夷之寇天津也我

皇上欲撫柔之爰

滿州大學士

命桂良下上海董成焉又慮其無厭也乃

王名備格林池

命親王備之王曰唯臣請繕砲臺具甲兵以俟之既

英夷果不受撫五月十五日申往津門二十謁

親王王曰尔胡來對曰欲入天津見

天子承

殊批准所擬之五十六款矣王曰予承

上命駐屯所擬之款俱不准行汝欲入天津亦由汝汝其

無悔夷以王言之然也二十五日率醜類至津

二十下恐脫日

口以船十二冲開進及鍊網又進王喜令發火  
器於網內碎其船三壞其船一於網內碎其船  
五自卯至申砲子雨飛砲煙雲罩夷猶上河沙  
欲襲砲台及穿而陷乃走是役也英夷之總兵  
死專兵頭死者六人兵率八百四十三人漢奸黑鬼  
無算英夷所稱公使者維下曾斯免

英夷所稱公使者

安政六年己未

六月初九日紅毛淺水輪船到上海報打死紅毛兵丁八百四十三人打傷二百餘人  
 總兵重傷死矣  
 黑鬼無算淺水船者四隻壞者六隻此五月廿五日自己戰至申時始走出海中  
 此紙西洋紙三寸漢人圖元所ナリ漢奸トナルハ寧波福建邊農夫無賴ノ徒  
 佛英ノ為ニ傭ル者ノ由

此ヨリ  
 八十里ニシテ  
 順天府至  
 八十里漢ノ里數ナリ岸

大營提獲漢奸  
 千餘名其糧何  
 處都夫入據稱  
 由上海某處請  
 他去外國挑泥並  
 不知其此打仗之  
 原千餘人紅毛鬼  
 趕其上岸攻打  
 卧陣不料上岸又  
 不動手故被提獲  
 云々



此處有水師  
 兵船駐守

生處河坦汚泥人不能行走

此處汚泥深四尺餘  
 故船鎗打死紅毛人  
 尚且企而不僵

此紅毛兵船五隻此

此天津海口

此處  
 兵丁  
 受傷  
 甚多  
 國教  
 人即  
 打葉

安政六年己未

六月初九日紅毛淡水輪船到上海報打死紅毛兵丁八百四十三人打傷二百餘人  
 總兵重傷死矣  
 黑鬼無業淡水船者四隻壞者六隻此五月廿五日自己戰至申時始走出海中

此紙西洋紙也漢人圖元所予漢奸トナル寧波福建邊農夫無賴之後  
 佛英ノ為ニ備ル者ノ由  
 滿洲大學士桂良上海に於テ五十六款ノ條約ヲ整ヘシ處咸豐皇帝甚憤リ  
 再親王僧格林沁ト云フ人ニ命シ其款ヲ許サス此ヨリ英佛北京ニ馳セ往キ  
 天子ニ謁セ下シテ兩軍爰ニ戰フ  
 桂良ハ帝ノ岳父ニシテ五十四五歳ナルヨシ  
 親王ハ帝ノ叔父ニシテ六十歳位ノ人ニシテ忠勇ノ名アリ  
 桂良ハ漢人寧テ是ヲソシ

此ヨリ  
 八十里ニシテ  
 順天府ニ至ル  
 八十里ハ漢里數ナリ

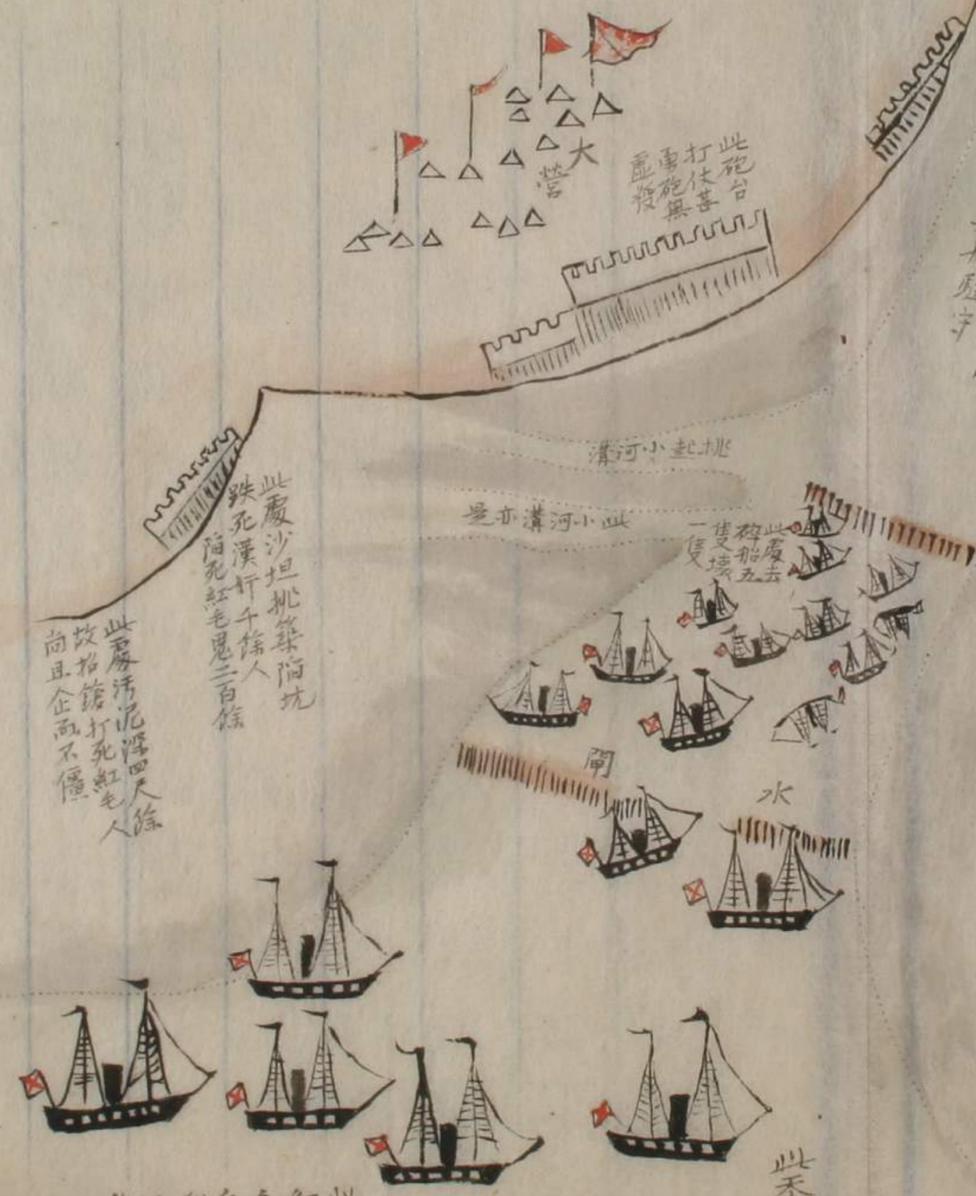
直入乃足天津

此處有水師  
 兵船駐守

此處河坦汚泥人不能行也

此處此  
 兵船被  
 國數人即打壞

大營捉獲漢奸  
 十餘名問其從何  
 處報夷人據稱  
 由上海某差領請  
 他去外國挑泥並  
 不知來此打仗也  
 原千餘人紅毛鬼  
 趕其上岸攻打  
 臥陣不料上岸又  
 不動手故被捉獲  
 云



此此隻五船兵毛紅此

此天津海口

此紙西洋紙也漢人國元所下漢奸也

# 安政六年己未

六月初九日紅毛淡水輪船到上海報打死紅毛兵丁八百四十三人打傷二百餘人總兵重傷死矣

此紙西洋紙也漢人國元所下漢奸也寧波福建造農夫無賴後

佛英人為備者由滿洲大學士桂良上海於五十六款條約之終處咸謂皇帝甚憤

再親王僧格林沁云人命其歎許不此有英佛北京馳往天子之謁下之兩軍爰戰之

岸

直入乃是天津

此處有水師兵船駐守

生處河坦汚泥人不能行

此砲台

此砲台

此有八十里順天府至八十里漢里教

大營提獲漢奸千餘其間其從何處幫夫入據稱由上海某差頭請他去外國挑泥並不知其此打仗之原千餘人紅毛鬼尋其上岸攻打不戰不料上岸又



此北隻五船兵毛紅此

此天津海口

此處河坦汚泥四尺餘故船打紅毛人尚且企而不得

此處沙坦挑築河坑跌死漢行千餘人溺死紅毛鬼二百餘

挑起小河

此亦溝河小此

三  
兮撥哈拉站斯小傳

兮撥哈拉站斯可烏斯者厄勃齊亞人也  
也在革命大祖前四百三十二年享年  
一百四歲或曰一百九歲師始立解剖  
科以此為醫道之基本其道大行於世  
後之學者莫不以取法焉奉古訓遵舊  
教傳習研究歷年之久而醫理益明以  
至於大成者師實為之基也蓋吾歐邏  
巴洲醫道中興之祖也矣可不推戴乎  
和蘭醫狄古登云協速站盧內科書第

五章戴兮撥蛤拉站斯語曰凡為醫者  
宜就諸病潛意韋思以窮其理也矣夫  
人身之性有自然之妙道蓋其元神意  
識主宰一身而能自運動營為無不如  
意也醫能明辨此理隨其自然以施治  
亦何危疑之有何則人身之性雖有疾  
病有其活動機轉而能自愈謂之人身  
自然之一大良醫醫之從其事猶臣僕  
之供使令其務在順其自然之性以處  
通達其執滯之良方而已故能預識人

身固有之理而沉潛苦思使其自然之  
性順行真達者此醫之能事也

茂質曰今茲寬政己未歲別歐羅巴  
洲革命大祖紀年以來一千七百九  
十九年而師先之四百三十二年也  
其相館之年正與吾

人皇第五世

年

孝昭天皇四十四年周考王九年相當距今  
二千二百三十一年也余家世修農  
黃氏之道而藏二聖圖至余始從事

於遠西之醫學勵精研究經年其意  
蓋欲採波長以補此短也書中引師  
之語以為口實者甚多矣實歐羅巴  
洲醫道中興之祖也頃閱可庶惶乙  
告得師肖像神彩如生使人竦然起  
敬于千載之下九萬里之表矣欽嚮  
之請太浪子摸寫之譯其要語及所  
出履歷以為小傳題諸其上以配二  
聖云  
寬政十一年己未仲秋吉且

依卜加拉得斯略傳西士魯乙斯修  
著書古今地理人

物志第  
五所載

大東 山村昌永謹

依卜加拉得斯漢如者我往古醫宗也

世尊之不靈斯牒兒業涅乙斯協冷此語

云醫前歐羅巴洲革命四百六十年別詳考

由像生哥阿斯島地中哥阿斯今名蘭鄂

亞海邊于耶多里父曰歌拉吉力牒斯母曰不

拉吉悉站它相樽云太古之歌爾鳩列斯

及優斯鳩拉必烏斯之苗裔按歌爾鳩列  
斯者太古有

猛勇之名曾戮殺巨蛇獅子及種異形  
怪物等云優斯鳩拉必烏斯者蓋其室人  
歟依卜加拉得斯之遠祖有鄂悉石鳩斯  
者既撰述醫籍事見于列奴斯醫古明  
撰書中依卜加拉得斯初專研究格物窮  
理學後殊窮盡人身形軀內外造有之物  
理悉皆解剖以就實必竭其蘊奧為是為  
醫流基本解剖科之祖遂著全書創立醫  
道學業大成矣當時疫癘大行其鄉是起  
于伊兒列乙力應里古國名謂即今意大  
海近傍之地多傳意者依卜加拉得斯療  
之

之救濟至衆於是乎當時盛大厄勒祭亞  
諸國之人亦皆尊宗而椎戴之如神靈云  
其事載于旧記諸史永美譽于世按芥儒  
外記曰垂細亞之地中海有島百千其大  
者曰哥阿島曩國人盡患疫內有名醫名  
依卜加拉得斯不以藥石療之令城內外  
遍舉大火燒一晝夜火息而病亦愈矣蓋  
疫為邪氣所侵火氣猛烈能盪滌其沒年  
諸邪盡而疫愈亦至理也  
雖多不審者據諸實錄攷之距中興革命  
之時三百七十六年前而保壽八十有五  
也有二男一女長曰達拉哥次曰距沙留  
斯女婿曰卜列乙必烏斯又有弟子回垵

吉悉彪斯者皆共受其業名譽于其世云  
依卜醫王生涯事業功績永傳于世名聲  
益籍甚

詳見于不力泥烏斯 泄爾修斯

泄涅哈 歹列奴斯 修乙達斯

哈斯點力定奴斯 達尼乙兒般

劫列爾古 等諸名哲著撰諸書

中

三維斯志

三維斯在中國之東一萬六千餘里。今為  
東洋群島中之最要者。內有八島。其大者  
哈維。地面總計一萬三千方里。土人十萬  
日漸為減。其地火山重疊。其一吐燄不息。  
上有廣口。間有深穴。多為熱湖。技藝日精。  
貿易頗盛。○至于朝綱。設有王位。又有紳  
官。管理政事。居民多循耶穌教。易其舊俗。  
進於禮義。蒸蒸日上矣。○都城曰合諾。  
魯路。建義塾會堂。屋宇牙列。街坊廣直。土

三維斯諸島其國公  
自稱之在陸國ト云  
蓋シセトウスハ西洋人彼  
島ヲ始テ其後見セシ時即  
其地ヲ其後見セシ人ト云フ  
以テ命セシリ本名ハハロイ  
ナリ此トハ一般ニ今モセトウス  
ト唱フ  
ハロイ  
ハロイ  
ハロイ

國王名ハハロイカメハハロイ云  
余此皆其世王王ト云  
真ヲ見シ全ク日本人種ト  
見テ疑フハ上世我邦人彼  
島ニ漂流シ其者同王トナ  
リシモノナランカ  
官吏ハ多ク英佛亞米利加  
合衆國ノ人ヲ任ズ彼等並ニ  
可也  
合諾魯路

有るハ航海者コックル等  
此島に到リ時迄身人  
考ニ殺ル  
正正月復三前機

萬延元年

産香品。最富多運中國。○其外島嶼甚多  
周圍散布。故種曰散島。

新之島あり幸利望海島中の死三首

廿七日風雨大しけり或一回は佛は神佛を祀る

お魚等々高波ありやけりてす持ていさしたすの福ふくを

君の為すそ命もあつてもよくつゝも人そそくし

二月言晴ひらを

万あるは波はけりふそまをあつては三月の朝

程なる物をも思ふ

待を志えし引きたるもね持ち出さるか下り人日を

英國新聞紙鈔譯

千八百六十年五月十二日  
我万延元年閏三月十二日發行

我徒ニ於テハ王國日本ノ執政官三月廿四日我三月三日大君城内

ニ出ントシ水戸公ノ從臣私黨ノ一隊ニ侵サレ大不幸ニ過名ヲ

今日迄甚疑ヒタリ然レモ日本ノ權官等ニ在テハ執政ノ性命

モ既ニ危キ重傷ヲ受其死ヲ秘スルヲ知リタレハ疑念ナカルヘシ

近日日本ヨリ新説ヲ得タルニ執政官大君ヲ訪シガ為ニ

轎カゴ子ニ乘リ臣下ノ大隊ヲシテ其周圍ヲ警衛セシメ大君

内城ノ門前ニ架スル大橋ヨリ大約三分一里隔テ多自

館ヲ出テ途ニ在リ進テ岐路ノ相會スル所ニ至リ方ニ橋ヲ

渡ントス偶雪ヲ降ス十六人ヨリ十八人ノ兵士表ニ雨衣ヲ

着シ裏ニ戎衣ヲ服シ直ニ雨衣ヲ脱シ急ニ執政ノ黨ヲ侵シ敵  
スル者ハ悉ク之ヲ伐ツ劍ヲ以テ公ノ轎子ヲ圍ミ之ヲ刺ス遂ニ公  
ノ首ヲ切ル之ヲ提テ叫ニテ云ク今我公ノ首ヲ得タリト蓋ニ執政  
ノ衆臣ヲ惑ハサシメカ為ナリ首ヲ提タル者一ノ大門ヨリ遁レ出タ  
リシニ衛士之ヲ咎ル者ナシ翌朝衛士其任ヲ怠ルノ故ヲ以テ  
命ニテ自殺セシム私黨ノ兩人此事ニ依テ糾明セラル自餘僅  
ニ捕ヘラル者二人ニ過ス此変事ノ後兩三日ヲ經テ執政ノ從臣  
一万人戰鬪ノ具ヲ携ヘ江戸ニ來着スト云フ

日本ノ武器ハ甚重クシテ戰闘ニ臨ミ疲勞スヘシ其具足ノ  
製ハ鋼鉄ニ漆ヲ塗リ美麗ニ装ヒタル甲假面胸板脊板

ニテ編成シ以テ躰外ニ飛來スル害物ヲ防ク其全量極テ

重シ甲ノミニテ四封度半ニ至ル

一封度ハ我百廿目ナリ  
故ニ五百四十目トス

江戸在留ノミニストル 居住所毎夜嚴戒アリ是外國人ニ害ク

且ツ自餘ノ諸物ヲ燒ザル事ヲ注意スルガ故ナルヘシ實ニ頗ル恐

懼スルトミヘタリ

不列顛<sup>ブリタニヤ</sup> ミニストル「アールコック」ノ羈臣傳ヲ殺害シ此ハ水戸公

ノ從臣ナルヘシ傳此時外出スルヲ告ケ又暴行スルヲナカル

ヘシ「アールコック」甚恐怖シ日本人モ尚検査セリ「アールコック」ノ

廉直ナル面目實ニ十分トス日本人ニ能ク注意セシト見タリ

日本ノ鎮臺等不列顛ノ全權ニ約セル馬ノ數ヲ滿ルコトヲ

拒ミテ江戶ニテハ鎮臺等千足ノ馬ヲ送ラント云ヘリ然レ  
馬ハ皆諸侯ノ領地ヨリ出セハ彼等馬ヲ出ス事ヲ肯セザル  
ヲ以テ鎮臺ニ前約ヲ変シ道ルノ策ヲ設ケタリ

横濱ノ鎮臺其政府ノ要用ノ為ニ異人ノ貯ル火器ヲ買シ  
ト欲シ目録ヲ異人ニ託シテ之ヲ求ム此銃ヲ以テ兵士等前  
月標的ヲ立テ之ヲ照準シ點火シテ操練セリ

萬延元年四月廿四日

横濱鎮臺ノ命ニ因テ

手塚律藏謹譯

華盛頓新聞紙大意

千八百六十年第五月十七日  
我月三月廿八日

一前日ステートハルテムトトシテ日本使節以テ其領館

ニ後多直ニお禮ニ時刻を報ニ事なり

一ウレルル名ノ諸館中ニテ使節衣服被褥何事ニ亦生ナリ

一整肅ナリテ喜悅ニ極ニ何リ結好トモナリ其意を念入

てソヤカニ

一朝十時以テ行列を備ヘ中央ニ使節中ノ印を建て使節

皆與シ奉リ車ヲ以テ通祠名村ニホルトニことの人比ナ

車ヲ以テ徐歩ナリ

右旅館ニ至テアレシテト合衆國の大統領の城ニ至テハ其時ノ距離ナリ

倭証可憐

四百里ノ道中ヲ  
二萬人ヲ往來  
セハ旅籠賃ニテ  
國用ハ甚重スヘシ  
米人モ此冬ヲ何ト  
思ヘルヤ聞マホシ

をさるるの○或人其扈從の多きを特向せし事著し薩  
摩島江戸に軍と家符の味二萬にむるも後なり此  
使節ハ米人の對して例め少くしてこそ

一は向々不詳鎧の柄ハ金銀青具を塗りて美なり又行列  
の形も何り此も亦詳

一途中ハ見物の人甚多集りて沿家の窓より人頭備ち  
一両側の家の右根を幟附一や途ハ金座の如き交ひ  
別して施装なり此も亦持婦人ありフレジデント見前  
城外ハ鐵柵をめぐり此例ハ人立柵ハ一見程集  
り或ハ鐵柵の尖頭ハ立り在るものを見たり

一使節ハ大門よりハ白昼の前ハ多きフレジデント  
の城中にハ多人輿集集せり一十一時半以東方の  
室にハ人満ち此時ハブカシ君ハ出立ハ水陸軍の  
士及以外國のミニストル等も皆ハ出立なり

一十二時の頃巨室の中央に隊を列一たり此若國旗  
の衣裳なり此是ハ手解調々音樂の奏ハ聞ハされ  
り尚見物喧馬甚多隊立ハフレジデントの出立ハ一時ハ  
宿務をハフレジデントハカニツトといハる官を色集ハ此時  
十二時あるハ中央の戸を開キ入ルはより先キシロネン  
貴人なり此の居立せる最端の座に坐せり

一 暫時の治戸再以用きたる今也則地球上の何處の  
政事を致されし如く年来他邦と通信せし  
帝の石代りしてハク山皇の歩を急ぎ彼頭  
を助け又再以進み又頭を置れ終るハプレゼント  
の意をこゝに示すは多し其態勢の体をもつ  
一 有権の官中第五等の米瀬善吉印を合衆國  
に贈る書翰の案を撰りカビティンチホント以下三名に付  
て来り此時に諸人皆沈黙せり今也第一等の使節  
の儀を徹せる形をあげ自國の禮を以てプレゼントに  
對し少々の詞を述べたり此詞を名村ハホルトマンに譯達せ

再以此者よりブカナンに向ひ右日本人の敬語をい  
(中略)

左のいづる書翰の案を名村ハホルトマン第一等の使節  
の前におしせしに使節を名村ハホルトマンに通したる書翰を  
取出し之をプレゼントに呈したり。プレゼントを又之を國政に  
關する者か汝せり此四人の使節先き上来るは此の儀  
少くもハホルトマンを又再以。プレゼントの前か来る  
時。プレゼントを解し易く譯し易き短語を以て之  
たり此時使節の短辭を再以て之をブカナン  
近くも各人の向ひを名を撰りて其指せり此時

不世威恩也

使中一三言及せむして皆其眼を地ふ向け出せ  
勅まりし。○プレジデントの次官も来りたれは此席に  
列るべし

一使節は席を退くる前小成長官室中に引入りて  
テトを移したれと云ふを指すの意ありと云ふは

一右進の次弟、洋志しと云ふ

但。プレジデント言及ある様子にて、其交り現せる系況、  
此場の第一にして次、日本人威恩の体次は其衣冠の  
光彩次に水陸軍士の隊衣整肅も、体次に侍執  
事集の人情悦の様子等皆此を証するありと云ふ○

其者皆指し河を只半時にして終りは使節のウイラ下  
の旅寓に物語り

使節中衣冠美麗も、其詳は記す 此條欠

一日本人令、物館後を仁事、為せし令、新よと云  
を詳令、且其像をも、の御也

一少年トムジといふ者、其美多に其意ある性あり、金を

一隅に呻以、彼は天竺純粹の如きを以て云々、プレジデントを

見たり、彼も貴客の人なり、又曰、此呼我スレ、此色なり

一十八日 我聞三月廿九日 の晩、米醫四君も、醫官崎 村 山、川、清に

對し、醫術の試問あり、立石、得十郎之、譯官たり

初の醫術教書の如何を以て藥品用法キナ塩水銀  
セシレー梅毒症科等外科梅毒瘰癧の似毒の後に  
至り

法条問答を記す如詳也

一初五十九日セシレーサリオフラトを觀る間もなく其處に  
といつた初めセシレーカスといふ人の名に於て再び此處に  
悔つて食事なども終りしは其處も又相人多く其處  
せり減り婦人多かりしは初にフレシテト次官のセシレー  
官水陸軍の兵士の外國全權官等來り日本人をホッ  
船にてパナマ地まで運ぶ事あるコモドール名トキルは隆以

聖也基

互に遊遊の悦と苦りはう舞踊の室といふ  
少多りに美女好男巧に舞以躍るの快捷なるを  
見自國の技に雲を以て目一耳を歌て感はる  
終に十一時よして悔る館中にて日本人の舞風  
にて一人もあせりめさりたる也

一日指揮官がシ使節に向い米國の火兵及砲  
の演技を覚え其法を解くといふは其兵を何れめ  
演考せり日本人も大に其術を感しり小栗豊後  
ハ第三等の使節なりし諸兵器に心を用以たり  
又彼銃刀劍をあるの術に精し〇指揮官がシ

其の形可也  
僅一億元貢  
ニテ如何ニテ  
付ルキヤ

日本人を多クナル  
兵事に関する所あり  
小連江城人といふ日本  
人其技を學ぶの志あり  
道日必至る處あり  
日本の軍費を伺ふに  
少時沈黙して後一億  
ドルに斗にて是れ物中  
米最多く其三分を官に  
收む但し即ち是に法を  
精く量りて

新報北清戰聞

持て是ハメリケの新聞紙也

紀元千八百九十年八月廿六日  
我七月上海刷板

紀北直隸海軍

昨宵合衆國水蒸氣船サギナウ  
船事者一北直隸海軍  
於て英佛の合軍なせし  
所の軍の確報を伺ふ  
合軍タリ之城壁を攻む  
本月十九日始て企つ  
所あり  
あつて亦後をもと  
所なくして大曜日二十一日  
少あり  
詰朝合軍始て板橋彈を  
發し煩艇も回く是を  
攻むの狀も劇戦の時  
の如く一城上も白旗を  
擧ぐり  
餘の將士も亦不悉く  
之を働けり

英佛の將亦天津にお金。一事を議せんとし、  
其著る曰二時間攻戦を休むるを許さし、然  
れども天津にお金見ると敢て許さず、又二時を過  
す、更し復攻戦を始む。

偕、城將の攻軍悉く其兵を退けたるを敢て違忤  
す、所なく城を致し、去んと請う、心印之を許  
し、ぬ是を控て列城の守將悉く其部衆の戎装を  
撤し、進軍前より諸具を攻軍に致し、去る。

城兵七時の間、能捍戦し、耐へり、其日の清軍死傷の  
數未詳あり、唯忤るは極て甚く、さし、善交仗  
間、城内の倉庫碎れ、其も其壘於て所夥多し、  
一〇攻軍の死傷稍詳あり、其大率英人百餘人  
より、人の死傷あり。

煩艇を膠し、大兵を列せし、を以て一時を利を為さ  
し、滿騎は、是を攻る、其當て、其勇名を懸せし、所の  
者より、其

か新の報聞、英佛の使將、其を告り、天津にお金  
し、現し、其報備をせり、〇英佛の使將、其を  
北河の南岸にお金、其を河の中を登れり。

サキノウ船ハ所の新造ニ土賊上海ハ兵ヲ来レリト  
是ナリ余輩知ルハ三ノ兵多ク大兵ヲ差遣スル備ト  
為セト

ワト五ノ兵重撃スル舉動ハ殆ク大兵ヲ差遣スル備ト  
諸支那ヲ来ル英師ノ終末ニ未之ヲ詳シクモ  
由ク然ルを得英大ニ相叶ハス固ニ叔子人等  
ヲ度モ固ニ知ル多ク大兵上海ハ差遣スル備ト  
不日英師の形事リヲ詳説セリ人等也  
右近水膠口の既ハ者也。ペテニ先以上海の大ニ警備  
スル一説陷没セリ

英人之説 譯者未詳 九月廿九日

香港新聞紙ニ據リテ参考スル日本ニ於テ  
外國との親交和合セリ政府の處置恐ク  
者今ニ情勢ニハ外國の貿易警備ハ其の重要ニ  
有リ其故ハ日本政府且貴族外王人ヲ忌憚ル  
自立の貿易を不平等ニ思ハル。○香港ハ備  
有ル者ク軍物ハの説あるニ交易ハ至急有リ難ク  
事ヲ度スルも雨多ク依テ支那ハ出張スル勢  
支那海を退ルハ其以前日本政府と約スル事  
件ニ係ル諸件ヲ決定セシキヲ知ル

有以軍艦  
喝ハ急可畏

九月七日岩瀬書中、中朱 **後** 三 祥院を命じ

北京英佛に、**手**、悔し、咸豊帝滿洲に、**道**、南京

に、**長**、髮、不降、洋、事、と、争、戦、中、多、く、確、説、と、す

後得英國新聞紙を後す

得清國ノ敗意、  
七月二日

冊載

千八百六十年第八月二十七日外國事務宰相會晤七時大畧

ハレ、ブリタニア、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

時、其城小多、及家内、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

ハね、謁の時、用ひ、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

ハ、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

のミエール、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

王女の日本と親陸の關係を保護せしむる志願十分正

カ、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

今公使ハ、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

女に當今の形勢と決し採用せる制度と關係せる一般の考

説を宰相ハ、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

に重大の要件ハ、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

日本政府近年較多の規定ある多くの條約を、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

諸規定中、尊号〇按、英國女王、イマステイト、の特派公使ミエールの **大君**、拜謁の

其順序たのみ

第一日本の貨幣と外國の貨幣とを自由な交換を可規定  
第二日本の産物と外國の産物とを自由に貿易を可規定  
第三兩國人民自由な交通を可規定  
後その條約を結ぶに由りて編纂せり。○は真意止むべき  
まのまをとりて之を破れば其餘悉く廢棄せざるは後宰相  
より毎度將近時の會合の時條約を施行せざるに故障あるはよく外國の  
貿易に日本の為不害なる由をせり又 大君政府に於てこの政治  
を遂行し一旦者々えりて條約中諸港を用く事小國係るも箇  
條を停止せざるは其の意欲なる由を問ふり然るも公使思ふ  
其政治を只故障のみにて抑むる者なり

公使條約の中載せざる所港期限を延びせしむる別條の規則は  
然て考へざるを以て上件に於て尚一條の考説を宰相の考案に  
借す——是は考説を宰相の意に用せんと欲する延期政法は然るも  
保するを以てせり  
國も若人の如く其存在中屬二箇全く相反するは路の一を選  
ぶことを得たり然れも一回を選ひてをせし時は甲に於てし乙に於て  
全く其意を改むつべしとするはあり 是故に數年考  
コレトレ<sup>官</sup>名ヘルリの如て日本海ありし時條約を結ぶるは又其意  
を拒み切らざる國の古法を固持するも全く大君の政府に於て他  
なきありし。○然るに大君の在りて其政法を固守し或る知る

さる西洋の強大法國の一國又ハ他國と紛争を起すべくして  
其政法を固守する事あり。○此の如く年々其の生長好む根  
源あり是仁愛を以ての志願ハ固き事なり。且其の結ぶ條約  
の主意ハ一して貿易或は國政ハ大要係ある者ハありて  
唯單一ハ船波形の者を圍圍ハ捕一也又要一ハ拒絶する事  
を以て一又其海濱ハ破船せ一船を救助する事ヲ拒絶  
する事由を信せし。○諸國の人民以て其の欲せざる日本ハ  
其約束を以てしむ。○此の當然の正理を保てり。○然し日本  
國其仁愛ある普通の正理と諸國民の規則とは關係せし

近三百年來一種多なる國政ハ世に於て今尚古法を遵守  
一法改革を拒して西洋の一或は數國と紛争戰闘を起す  
危険を有す。又ハ僅の目的ハ満足せしむ。條約を以て其政府  
の撰以のまあり。而して條約を條約と云ふ方を撰ハれり。  
○其後紛争の時を経て大君を二箇に反せる政略の一を以て其撰  
ふ。○其の諸國を以て是三年以前ニキル。ハリスの貿易の  
條約を商議せん。○其の時多あり。○其時其の諸國を以て其撰  
子以て其の貿易あり。○其の如く其の撰ハル。○其の撰ハル軍  
裝せる一小隊の軍艦を督率して其の撰ハル。○其の撰ハル  
て其の撰ハル古法を遵守し。○其の撰ハル。○其の撰ハル

せむし時を継民と格恤するが是を用い事とする法を廢せし  
めんを止むるを以て西洋の二國或數國と紛争を起す可危  
險の崩し跡終る暇あるもの○今記すも亦の變革を格別して  
根元を徹すこの變革あり○是より日本の一部を以て海を以て繼起  
する之の爲めは開き事か其人を保護すべきは一港或は數港か言  
アゲントを在りせしむる間を以て西洋諸國通商の爲日本全國  
を開き諸國人民の自由を交通せしむる間なり○此變革に於ては  
西洋諸政府悉く彼令厄難を俾以たる舟夫の格恤を保ちむる  
爲終る戰爭に及ぶべきありと雖他國人民に強て此の如き變革を  
爲すべし之の爲戰爭を起すの理ありと爲る者ありし○世不知り

如く是を以てシテハルル大を以て兵備を常にして來りり然して彼國  
と政法を基けるの外他の不作を用いれ是以て故大君及政黨は格  
數月商量せし後合衆國と此の如く平穩な強き多き條約を  
續けり前にも之も如く撰以一回定られたる時既に挽回を  
しむる一進歩ありて是より日本國に於て少し止むるは此  
を以て○其國を起すこと第一ありて最顯著なるは繼國  
の遺法を全く廢するにあり○第二は凡そ一國を許す事件  
を他の大國に拒むる事難き事なり即合衆國と約する政法  
を守り自給の諸國に全くお返し害となす政法を以てか  
あり難き事なり○此條約を最初より顯著なる事なり○

第三小法の如き條約に調印せしむるは條約諸章の約定を  
とすし十分の如くに妨害するも日本に或る法律及風習を  
変更する切要の事を見たり是を政府始め然らざるを  
行ふるに同様に必要ありしものありは法律風習を日本政府  
に屬せし者たることを改むるに必要ありし簡明なる  
その理ありは其変更をせしむるに必要ありし簡明なる  
條約を確乎として変更し得ざる者ありて一度そのことを  
ある時は兩政府共其自己の意見の如き以て変更し得ざる  
なり○條約をその事なるを為すに其君主の誠信の基きて相  
違ふ故に兩國の法律に於て其妨害する者ありは是を除

きざるを効力せんは其の如し○是故にローマイネメントより  
條約を守らざるは其の論議せる時に違ふ多し國の法律或風  
習を其の事なるに其妨害ありしを改むるに必要ありし簡明  
條約を其の時必要ありし法律に其の如き風習ありしを  
その如く改むるに其の如き妨害ありは日本國の政體を  
其君主の極定せる條約を十分の如き政府の職務あり  
故に千八百五十八年合衆國と第二の條約に調印せしは其  
一進歩ありて日本の形勢に於て多く其改革を起すは其  
如く明かりし其の如きもの三あり

其一 外國人を録録せるの古法を全く廢止する事

其二 諸國合衆國に於ては其の利益の定むる他の法律に非ざる事  
其三 條約の文面が熟甚な十分なることを以て不障礙なる

日本國の法律と風習を要革し或は之を廢止す  
余以為之は其の可否を商量せしむる時期に條約調印の前  
不仕すは其の可否を商量せしむる時期に條約調印の前  
之を以て其の非ざるを時を待たざることを以て之を以て或は日本人  
之中或は條約を先見せしむる或は其の時明白なる解せずとも  
有は之を其の商口岸に於て之を以て其の商口岸に於て之を以て  
當て此の如くを其の商口岸に於て之を以て其の商口岸に於て之を以て  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

要せんは條約を締結たる國に之を以て之を以て之を以て之を以て  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
の期を延ばすとの宰相の説を以て一般の考院小當り考院に  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
との交易且其の固て起るる貨物の往來に日本に於て損害の外  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
懐く之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
人民の國人を要むの心を然る大危難を有するは他の  
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

日本政府の要務に加之は外國の爲るに際要ありと  
思ふに宰相會議の時報に法道理を述べた誠實を以  
て公使の注意せしむるを求むるに公使自ら其の返答を考へり  
公使の往て人民の存否に如何なる道を知れし適せし方  
法一もたし何れも公使が江戸にて其政府の因て閉鎖  
せられ人目付不立せし日本臣民殊に其方分を訓育  
し因て善く事を辨るる人と自由不文通を能くし  
らるる○是故に條約の規定に注目し且銀國の法を屢  
に相折し其を任するに公使が日本人民の國人を要む  
云はれを信用せしむるに宰相の道を敢て其をよむる

一 元來に視の事事を終り事を却行せし且障礙  
の政法あり○是を以て公使稍確實を以て然し然して  
説を立てしと宰相敢て言ふ事なり又其禮を  
有せりと思ふ事なり一 其事然に然ては外國の貿易を  
禁むる新法を聞かざるに其政の政法ありしなり○故に公使其事  
然し然て考へしに其言ありしと其貿易の只は國の損亡を  
起さるるありしと云ふ事全く世界の例證を以てせり○  
世上一般の例證ありしと友して國を富まし民間を潤澤  
幸福の財源を開く事なり○但し今日日本の場合ありて俄に  
産物の需を甚しむるに別な事ありしなり一 而して其産物

の只一二種絹茶蠟油の如きの俄に缺乏せしむるは國を  
揺て久く世界中他の諸國と絡せしに關りたり○此種  
物の必要漸く高きなりしを以て其の不足せしむるは  
然るも其の不足の方多し久く居て出するに而して方  
を産物の需求も充つるを以て産物を更に増大せしむるにありて  
は亦其の物價の騰貴自らして其の難苦なりて其の不足を憐れ  
政府の勸誘を用ひしは亦其の難苦なりしに於て日本  
産物を多量に持ちしむるに其の難苦なりしを以て或は其の  
直して他も不便なるありて其の難苦なりしに於て○  
但し此の如きの大要に當るべきは其の難苦なりしに於て其の難苦

易を用ひしは亦其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
堪へざるものありて其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
産物自然に増大し政府の周旋なきは亦其の難苦なりしに於て其の難苦  
消除せしむる○又衆人思ひて其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
能て其の公使思ふべく其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て  
○此類の事を抑制せしむるは其の難苦なりしに於て其の難苦なりしに於て

責任を以て人の憐れむ可弱きを現はすのこちの宰相の明白を  
希つるおふ反對せざるを引越さし一〇今此の如き敵對のま  
まを能くおめて停得せざるに所業を尚多くおまを為す  
張本人の勢を熾し煽動せざるを以て一 故に公使止む  
まを職務を專らするを以て他の三港を開く期を止りしを  
を本國政府も通傳するの法を用ふる能はれ〇先を以て後  
おのちも一て前も良法して日本の其業緊要の事件を  
おふ心以てお掛くを思ふ〇公使を却行の法を以て事の時  
其大危篤あるを前知らせり〇我輩一物も静定せざれば  
進せざる事お生し一物も却行せざるを知られ却行せざれば

海軍あり〇其入るる道は海軍にありしを以て本日本人及び  
政府の撰つるおまを而して公使思はく其進行を以て日本の  
國の爲ふに大業人民の爲に其利益を以ておまを以ておまを  
前も條約を以て結ぶべきにありしを以て一政法も其前も  
おまを又おまを引戻すを以ておまを以て一前もおまを以て  
於ては其國の各人おまを〇凡人を以てて國國おまを以て  
事物の主事と有りておまを以ておまを以てに處置し一又時  
を以て事物の使令を以ておまを以ておまを以ておまを以て  
おまを〇此諭お比つて日本と外國との事相も主事有りて人々  
おまを上お蒸氣車を以て扱つる者の有様あり

宰相のコンモドレヘルリの献  
格式しては其趣を知らざる人



證據なき條約の存りを障礙するの意なき由を以て之を  
曰く、俟て條約が然に變革せらるるを以て之を以て之を民  
の存意によつて裁きしものありと思ふより別する。其存  
意なきは法改革の害なる外國貿易に自國產物を  
欲せし且其價を一律に高きを補給ししもの第百の二云々  
○未開港地を開く期限を延引せしむる外國諸名代の是に  
同意せしむる大君及執政の希望せしむるを宰相殊  
更に考へり。公使も已に論理の信據して宰相は其の證據  
物價一時の騰貴に留せしむるを外國貿易に留せしむる根據  
なきに認るるに先○公使も宰相より強し。一と思ふ。書牒之本

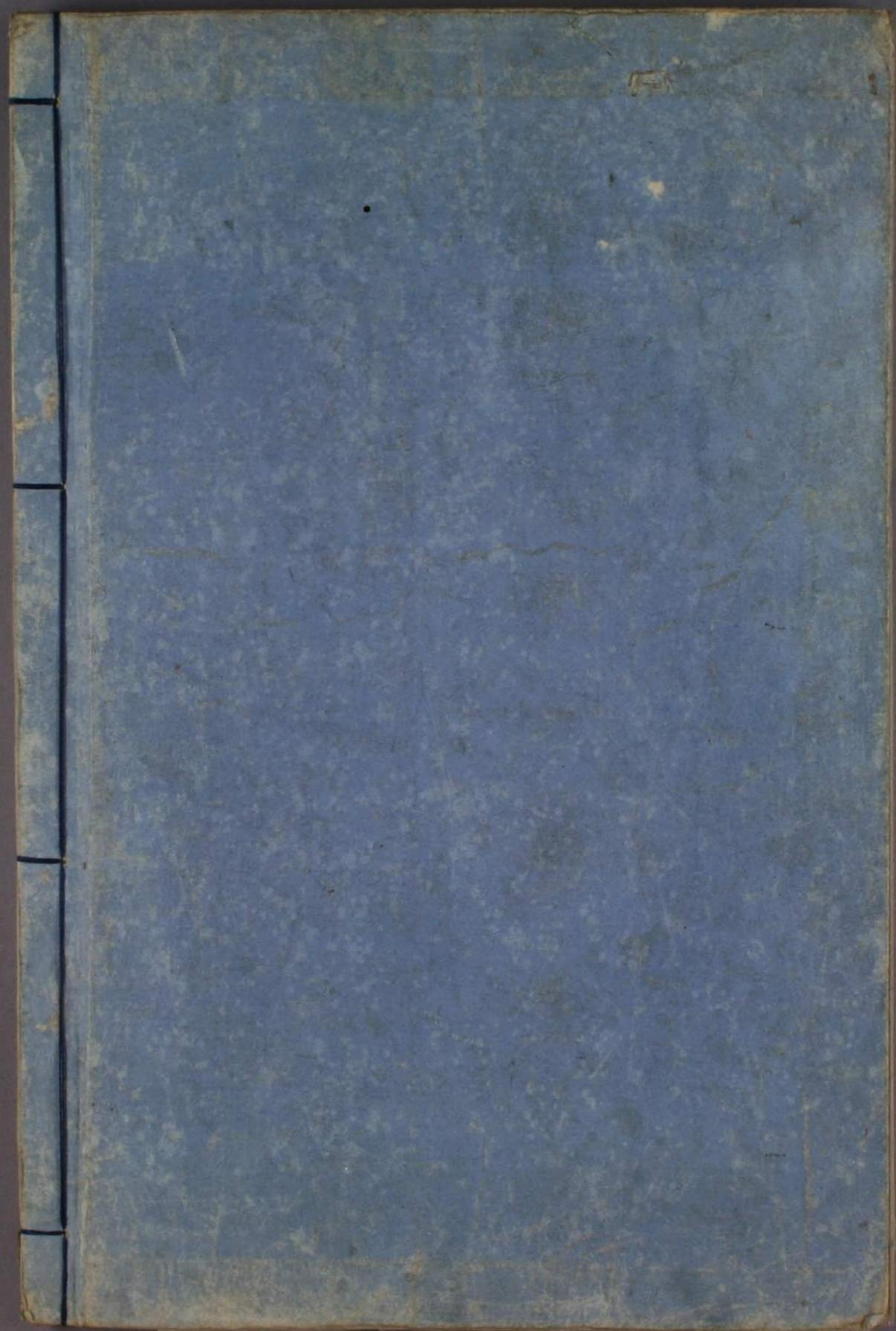
國政府の後々の外なる他は勿論宰相の務を同じふ所の  
妙目福見の可否に就きしむる存意を以て之を以て之を  
宰相曰大英利大尼亞の政府は公使の存意を一踏し廢置せしむるは  
其書牒を以て之を裁きしむるに先○公使は之に答て曰く、其書牒の事  
は其書牒の事は其書牒の事は其書牒の事は其書牒の事  
政府は其書牒の事は其書牒の事は其書牒の事は其書牒の事  
位據せし事状と證據をも自英國政府の略に演述せしむるは其書牒  
洋諸國に於て其の事の場合に於て其書牒の事は其書牒の事  
の好む諸名代に商議して其書牒の事は其書牒の事は其書牒の事  
送る事をして其書牒の事は其書牒の事は其書牒の事は其書牒の事



時刻既不明景及いふに公使の傳言に商議をすべき他の事件は此に論をさるるを英  
國名臣ミネルハ彼人及屬隸に因て銘銘を以り但し優にすべき程ものなり○  
熱海小浴場帰着の後由ふアリタヤ使臣館銘銘の予他中大君廟所ナ  
閉出さしこころ尚一回宰相をして思ふせしむる事陰あり但右事  
のこころも條約の全名に違ひたざるに違ひて且英國名臣に對て  
多禮あり然して未だ此を満足せしむるの必要あり○右事件を撰  
しる次第の多ありに於て止むを得ざるを延せり公使江戸小由るの後由ふ  
是を再議せし一〇一二項約の予件を全話の終末に商議せし但し予  
件を重ししに爰に裁きしを要せ凡

庚申十月九日始末

詳文を公使日記をもとて譯ししを以て之なり 藤原記



原 簿 香 叙

假 書 名 畫

安  
戊午襍錄

著 者 名

安  
五  
年

冊 數

卷 數

冊

卷

門

部

別

種

考

備